

# 平成 26 年度岡山県計画に関する 事後評価

平成 27 年 6 月  
岡山県  
令和 5 年 1 1 月（追記）

### 3. 事業の実施状況

平成26年度県計画に規定した事業について、令和4年度終了時における事業の実施状況について記載。

事業の区分	1. 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業	
事業名	【NO.1】 地域医療ネットワーク基盤整備事業	【総事業費】 73,171 千円
事業の対象となる区域	県全体	
事業の期間	平成27年3月1日～令和5年3月31日 <input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了	
事業の目標	これまで、自らが保有する電子カルテや画像等の診療情報を公開する病院に対して設備整備を行っているが、診療所や保険薬局からも情報開示が行える環境を新たに整備し、双方向の医療情報連携を可能とし、医療機関等の情報の共有を更に促進する。	
事業の達成状況	<p>&lt;平成26年度&gt; 双方向の医療情報連携の有効性を検討するための調査を予定していたが、同時期に総務省が実施したモデル事業により、調査の目的である医療情報連携の有効性が確認できたことから、実施しなかった。</p> <p>&lt;平成27年度&gt; 総務省のモデル事業では県内の一部の地域で実証実験を行ったことから、県内全域における双方向事業の方向性を新たに検討した。</p> <p>&lt;平成28年度&gt; システムの方向性や仕組みを検討する会議体を設置し、具体的な構築に向けた検討を行い、医療情報を双方向に共有するためのシステムの構築を行った。</p> <p>&lt;平成29年度&gt; 平成28年度に引き続き、医療情報を双方向に共有するためのシステムの構築を継続して実施した。</p>	

	<p>&lt;平成 30 年度&gt;  これまで引き続き、医療情報を双方向に共有するためのシステムの構築を継続して実施した。</p> <p>&lt;令和元年度&gt;  これまで引き続き、医療情報を双方向に共有するためのシステムの構築を継続して実施した。  アウトカム指標：令和元年度システム設置件数 7 件</p> <p>&lt;令和 2 年度&gt;  これまで引き続き、医療情報を双方向に共有するためのシステムの構築を継続して実施した。  アウトカム指標：令和 2 年度システム設置件数 6 件</p> <p>&lt;令和 3 年度&gt;  これまで引き続き、医療情報を双方向に共有するためのシステムの構築を継続して実施した。  アウトカム指標：令和 3 年度システム設置件数 4 件</p> <p>&lt;令和 4 年度&gt;  医療情報を双方向に共有するためのシステム運用を終了したため、事業を実施しなかった。  アウトカム指標：令和 4 年度システム設置件数 0 件</p>
事業の有効性・効率性	<p><b>(1) 事業の有効性</b>  レセコンのデータを使い情報を双方向で共有することにより、地域医療の質の向上や、地域包括ケアの構築に寄与することができる。</p> <p><b>(2) 事業の効率性</b>  情報をネットワークで共有することにより、転院時などの問い合わせ回数を減らすことができ、効率的に業務を遂行することができる。</p>
その他	

事業の区分	2. 居宅等における医療の提供に関する事業	
事業名	【NO.12】 在宅歯科医療連携室整備事業	【総事業費】 9,625 千円
事業の対象となる区域	県全体	
事業の期間	平成 26 年 4 月 1 日～令和 5 年 3 月 31 日 <input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了	
事業の目標	<p>超高齢社会となり、要介護者の増加と在宅及び施設等での療養生活を医療面から支援する地域医療連携が推進されるなか、歯科においても訪問歯科医療に対するニーズは益々高まることが予想される。このため、岡山県では訪問歯科に対する県民ニーズに対応するため、歯科往診サポートセンターを県歯科医師会内に開設し、運営する。</p> <p>令和 4 年度の目標：在宅歯科医療に取り組む医療機関数の増加 409 か所 (H27) → 450 か所 (R4)</p>	
事業の達成状況	<p>&lt;平成 26 年度&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○県民からの歯科往診への要望に対する歯科医師の派遣調整</li> <li>○歯科相談への対応</li> <li>○訪問治療機器の貸し出し</li> </ul> <p>&lt;平成 27 年度&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○県民からの歯科往診への要望に対する歯科医師の派遣調整</li> <li>○歯科相談への対応</li> <li>○訪問治療機器の貸し出し</li> <li>○評価会議の開催</li> </ul> <p>&lt;平成 28 年度&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○県民からの歯科往診への要望に対する歯科医師の派遣調整</li> <li>○歯科相談への対応</li> <li>○訪問治療機器の貸し出し</li> <li>○評価会議の開催</li> </ul> <p>&lt;平成 29 年度&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○県民からの歯科往診への要望に対する歯科医師の派遣調整</li> <li>○歯科相談への対応</li> <li>○訪問治療機器の貸し出し</li> <li>○評価会議の開催</li> </ul> <p>&lt;平成 30 年度&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○県民からの歯科往診への要望に対する歯科医師の派遣調整</li> <li>○歯科相談への対応</li> <li>○訪問治療機器の貸し出し</li> <li>○評価会議の開催</li> </ul>	

	<p>&lt;アウトカム指標&gt;  在宅歯科医療に取り組む医療機関数増加  (H27 : 409 箇所 → R4 : 435 箇所)</p>
<p>事業の有効性・効率性</p>	<p><b>(1) 事業の有効性</b>  歯科医師会に歯科往診サポートセンターを設置することにより、在宅療養者の歯科往診ニーズに応えるものである。  しかし、訪問診療の対象者の多くは高齢者や基礎疾患の有病者であるため、近年は新型コロナウイルスに感染した場合の重症化リスクを鑑みて、歯科受診を控える傾向があったと思われる。今後、同感染症が5類へ移行し、更なる周知を進めることで、在宅歯科医療に取り組む医療機関数が増加すると思われる。</p> <p><b>(2) 事業の効率性</b>  本事業は地域の状況に精通した地元歯科医師の協力が不可欠であり、これらの歯科医師が所属する県歯科医師会に委託しており、既存のネットワークを活用することでコストを削減しながら、効率的に事業を実施することができた。</p>
<p>その他</p>	

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【NO.36】 看護師養成所運営費補助事業	【総事業費】 315,409 千円
事業の対象となる区域	県全体	
事業の期間	平成 26 年 4 月 1 日～令和 5 年 3 月 31 日 <input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了	
事業の目標	<p>看護職員確保に向け、看護教育の充実を図るため、保健師助産師看護師法（昭和 23 年法律第 203 号）に基づき指定を受けた保健師、助産師、看護師及び准看護師の学校又は養成所の運営に対し、補助金を交付する。</p> <p>&lt;看護師等養成所卒業者の県内施設就業率&gt; R2 年度:59.9%(看護師等養成所運営事業計画による)⇒R4 年度:65.0%</p>	
事業の達成状況	<p>平成 26 年度は 14 施設に補助を行った。 平成 27 年度は 13 施設に補助を行った。 平成 29 年度は 12 施設に補助を行った。</p> <p>&lt;看護師等養成所卒業者の県内施設就業率&gt; R4 年度:64.6%（看護師等養成所運営事業計画による）</p>	
事業の有効性・効率性	<p><b>(1) 事業の有効性</b></p> <p>看護師等養成所の運営主体は、指導ガイドラインにより、営利を目的としない法人であることが条件とされている。その運営に当たっては、専任教員の人件費や、講師、実習施設への謝金等、多額の経費が必要となるが、教育水準を確保するために不可欠なものである。本事業により、これらの一部を負担することにより、営利を目的としない法人による養成所の安定的な運営が図られている。県内施設就業率の向上のため、引き続き養成校や実習病院等と協力して県内定着への働きかけを行うとともに、個々の学生に対する個別対応も実施していく。</p> <p><b>(2) 事業の効率性</b></p> <p>看護師等養成所は、指定規則及びガイドライン等の関係法令に沿った運営を義務づけられており、当課はそれら関係法令に基づく監督権限を持っている。</p> <p>この事業実施により、監督官庁として看護師等養成所の運営状況を把握しつつ、関係法令遵守の指導や、合理的な運営の指導を行うことが可能となる。</p> <p>また、看護師等養成所側にとっては、事業実施により、県からの運営経費等の確認が行われ、かつ人件費が補助されることにより、より透明</p>	

	性のある運営が担保されるものとなっており、このことは、養成所における無駄なコスト削減にも繋がっている。
その他	

事業の区分	1. 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業	
事業名	【NO.41】 病床機能分化・連携促進のための基盤整備事業	【総事業費】 0円
事業の対象となる区域	県全体	
事業の期間	令和4年4月1日～令和6年3月31日 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 / <input type="checkbox"/> 終了	
事業の目標	<p>今後の人口減少・高齢化に伴う医療ニーズの質・量の変化や労働力人口の減少を踏まえて、質の高い医療を効率的に提供できる体制を構築していく必要がある。</p> <p>平成30年7月1日現在の本県の回復期病床数は3,571床であるが、地域医療構想における令和7年の回復期に係る必要病床数は6,480床と約3,000床不足しており、病床機能の分化・連携の取組を促進する。</p>	
事業の達成状況	令和5年度事業着手予定	
事業の有効性・効率性	<p>(1) 事業の有効性 未実施（令和5年度事業着手予定）のため評価不能</p> <p>(2) 事業の効率性 未実施（令和5年度事業着手予定）のため評価不能</p>	
その他	<p>未実施理由：事業要望件数・額が当初想定を下回ったため。</p> <p>今後の方向性：令和5年度事業に充当予定。</p>	